

平成28年度 第1回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会 議事録（要約）

I. 日時 平成28年7月1日（金）午前9時30分～午前11時30分

II. 場所 下野市役所 3階 301会議室

III. 出席委員

日下田委員、鈴木委員、白石委員、中澤委員、永吉委員、
内木委員、松本委員、秋山委員、大島委員、百武委員、
石嶋委員、根本委員

以上12名

IV. 欠席委員

飯野委員、海老原委員、齋藤委員

以上3名

V. 出席職員

池澤教育長、野澤教育次長、坪山教育総務課長、
海老原学校教育課長（事務局）、田澤学校教育課主幹兼指導主事（事務局）、
西松学校教育課主幹（事務局）

以上6名

VI. 内容

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 教育長あいさつ
4. 委員紹介（自己紹介）
5. 南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱について
6. 会長、副会長選出
7. 諮問
8. 議事
 - (1) 下野市学校適正配置基本計画
 - (2) 学校教育に関する国の流れ
 - (3) これまでの下野市の取組について
 - (4) 南河内中学校区小中学校の現状について
 - (5) 協議会のスケジュールについて
 - (6) 意見交換
 - (7) その他
9. 閉会

課長	(開会、一同あいさつ) 委嘱状の交付 委員を代表して委員名簿No.1の委員へ委嘱状を交付します。 (教育長から委員へ委嘱状を交付) 次に教育長あいさつです。
教育長	早朝よりありがとうございます。また、このたび南河内中学校区小中一貫教育推進協議会委員としてお引き受けいただき大変ありがとうございます。この協議会は、平成25年11月に策定した下野市学校適正配置基本計画に基づき発足させました。計画には、小中連携の実施状況や地域の意見を踏まえ教育振興に関する協議会を設置しとあることから、南河内中学校区の小中一貫教育について推進していくものです。よろしく願います。
課長	本会議については、会議録を作成します。 次に委員紹介です。 (委員名簿順に自己紹介。続いて職員の自己紹介) 次に南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱について事務局より説明を行います。
事務局 課長	(資料の南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱により説明) 次に会長、副会長の選出を行います。 設置要綱に基づき互選とします。会長、副会長が決まるまで教育長に進行をお願いします。
教育長	設置要綱第5条第2項に「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とありますが、いかがいたしますか。
委員 教育長	推薦したい方がいます。推薦でもよいですか。 委員より「推薦でもよいか」と意見がありました。いかがいたしますか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしと認めます。 委員からの推薦を求めます。
委員 教育長	会長に石嶋委員、副会長に根本委員にお願いしたいです。 委員より推薦がありました。 委員の皆様、いかがですか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) それでは、会長に石嶋委員、副会長に根本委員に決定します。 会長、副会長、あいさつをお願いします。
会長 副会長 課長	(あいさつ) (あいさつ) 次に、市長から本協議会への諮問書を教育長より会長に渡します。 (教育長が諮問書を読み上げる。教育長から会長へ諮問書が渡される。) ここで、教育長は退席となります。 (教育長退席)(会長、前席へ移動)

<p>会長 課長 会長 委員</p>	<p>これより議事となります。進行は会長にお願いします。 それでは議事1 下野市学校適正配置基本計画について説明を求めます。 (資料1により説明) 質疑等がありますか。 諮問内容について、私たち委員の役目を再確認したいです。諮問では、『本市において、新しい教育システム（義務教育学校）を導入することの教育効果等を検証、その上で、南河内中学校区における望ましい学校配置と教育の在り方を提言』となっています。これだけを見ると南河内中学校区に限らず、石橋中、国分寺中学校区についても教育効果は検証すると読み取れますが、協議会設置要綱はあくまでも南河内中学校区と限定しているので、石橋・国分寺地区の検証は行わないということによろしいですか。</p>
<p>会長 課長</p>	<p>課長、説明をお願いします。 この協議会は南河内中学校区の小中一貫教育推進の協議会であるため、南河内中学校区での新教育システム、学校配置の検討をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>他に質疑等がありますか。(特になし)</p>
<p>課長 会長 委員</p>	<p>次に議事2の学校教育に関する国の流れについて説明を求めます。 (資料2により説明) 質疑等がありますか。</p>
<p>会長 課長</p>	<p>今の説明を聞きますと、義務教育学校を導入する場合は小中学校両方の免許を所有する教員を採用していく、小中一貫校の場合は現状で採用していけばよいということですか。小中学校両方の免許を所有する教員ばかりいるわけではないと思いますが。義務教育学校か小中一貫校かを検討していくためには、免許所有状況を把握しておく必要があるのではないですか。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>課長、説明をお願いします。 免許について、当分の間は、義務教育学校において小・中学校いずれかの免許を持っていれば勤務は可能となっています。市で両方の免許を所有している教員は、小学校勤務者で約7割、中学校で約3割となっています。 諮問内容ですが、義務教育学校を導入することが前提なのですか。 そうではないですね。小中一貫教育となっているのでどちらの選択肢もあります。私からも質問いいですか。</p>
<p>会長 課長</p>	<p>前期課程6年、後期課程3年とのことですが、このたび文科省で制度化したのは6・3年の1パターンだけしか認めないということなのですか。</p>
<p>次長</p>	<p>課長、説明をお願いします。 9年間の課程の区切りは、5・4年の区切りや4・3・2年の区切りも可能です。実態に応じて可能です。 小中一貫校でも義務教育学校でも、今、課長が説明した区切りでの教育課程が可能です。ただし、修業年限は義務教育学校で9年ということで資料のとおりです。</p>

会長	義務教育学校は1つの学校なので課程が9年間となり、卒業証書は1回、小中一貫校は小学校、中学校で各々卒業証書をもらうということになります。5・4年の区切りは学習のまとまりとしての分け方です。
事務局	次に議事3のこれまでの市の取組について説明を求めます。
会長	(資料により説明)
委員	質疑等がありますか。
会長	資料の下野市教育振興計画に学校適正配置推進協議会の設置とありますがこれから設置するのですか。もし設置となれば、本協議会と重複する部分が生じてくると思われそうですが、その調整はどうするのですか。
課長	課長、説明をお願いします。
課長	学校適正配置推進協議会については、今年度に設置します。平成25年11月に策定した適正配置基本計画が本年度で3年目となることから、検証等を進めていきたいと考えています。
委員	南河内地区の小学校3校を今後統合するかしらないかは、適正配置推進協議会で検討し、本協議会では検討しないのですか。それとも小学校3校の統合も含めた小中一貫教育について本協議会で検討するのですか。
会長	次長、説明をお願いします。
次長	適正配置推進協議会は、小規模特認校の検証を予定しています。本協議会は、南河内中学校区の小中学校の統合も含めた小中一貫教育について検討を進めていきます。適正配置推進協議会とは切り離して考えています。
委員	市長より諮問を受けましたが結論はいつ出すのですか。
会長	この後の議事にスケジュールの説明があるので、そこで説明することによってよろしいですか。
委員	はい。
会長	次に議事4の南河内中学校区小中学校の現状について説明を求めます。
事務局	(資料により説明)
会長	質疑等がありますか。
事務局	次に議事5の協議会のスケジュールについて説明を求めます。
事務局	(資料により説明)
会長	質疑等がありますか。
会長	先程、委員より質問がありましたが、提言については説明のとおり今年度中を予定しています。
委員	協議会としては、この提言が最終的なものですか。
会長	課長、説明をお願いします。
課長	今回の諮問については、今年度中の提言を目標に進めていただきたいです。設置要綱では、委員の任期は5年となっています。今後、新たな諮問が出されることもあります。また、教育課程に関する事、人的交流に関する事などを検証していただくこともあります。
会長	次に議事6の意見交換ですが何かありますか。
会長	諮問文にもある『中1ギャップ』について、現状はどうですか。
会長	委員、説明をお願いします。

委員

小学校から中学校へ、制服や部活動など子どもたちにとっては環境が大きく変わります。それによる戸惑いなどで学校に行きづらくなることがあります。中学校では小中交流を行うことで大きな弊害は見られませんが、細かな部分でもう少し早い対応が必要だったという事例が多少あります。

会長

考え方によりますが、『中1ギャップ』を乗り越えることによって成長するということもあります。子どもたちがそれをうまく乗り越えられるよう小中学校が連携することが良いでしょう。

本日の議事日程は全て終了しました。